

【7月版】多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

1 多子世帯支援事業

授業料を半額にする制度です。

※ 授業料を無料にする就学支援金制度に認定されている人は、対象となりません。

(参考) 授業料金額

(前期) 4～ 6月分 全額 29,700円 半額 14,850円

(後期) 7～ 3月分 全額 89,100円 半額 44,550円

(年間合計) 全額 118,800円 半額 59,400円

2 今回手続きが必要となる方

保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯で、

- (1) 就学支援金(授業料無料)7月申請が「不認定」になり、
授業料(後期)として89,100円の納入通知書が届いた世帯
- (2) 1学年で就学支援金(授業料無料)4月申請が「不認定」になり、
授業料(前期)として29,700円の納入通知書が届いた世帯

3 提出書類

- (1) 授業料等減免申請書
- (2) 扶養親族等状況届
- (3) 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー(台紙に貼って御提出ください。)

※ 学校ホームページ(経営企画室からのお知らせ)からダウンロードするか、
下記の担当までお問合せください。

3 提出期限

就学支援金が不認定となった通知を受けてから30日以内

4 提出先・問合せ

東京都立板橋高等学校 経営企画室 (TEL) 03-3973-3150

お問合せは土・日・祝日を除いた午前9時30分～午後4時30分の間をお願いします。

なお、夏季休業中も経営企画室は同時間帯に開いております。